

令和3年度
第4回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和3年7月26日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和３年度第４回八幡平市農業委員会総会議事録						
告 示 年 月 日	令和３年７月１９日					
告 示 事 件	別紙告示写しのとおり					
招 集 年 月 日	令和３年７月２６日					
招 集 場 所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和３年７月２６日 １３時３０分			議 長	山 本 範 夫
	閉 会	令和３年７月２６日 １５時０８分			議 長	山 本 範 夫
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出 席 １８名 欠 席 ０名 凡 例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 △ 遅 延 ● 退 席 × 不応招	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席
	１	三 浦 美恵子	○	１１	藤 村 勇 三	○
	２	日 戸 重 雄	○	１２	立 柳 優	○
	３	小山田 和 義	○	１３	高 橋 由 則	○
	４	高 橋 正 志	○	１４	古 川 美枝子	○
	５	國 司 功	○	１５	藤 原 純 子	○
	６	大 森 直 子	○	１６	松 村 勝 彦	○
	７	熊 澤 威 人	○	１７	竹 田 和 夫	○
	８			１８	石羽根 正 志	○
	９	菊 田 健 生	○	１９	山 本 範 夫	○
	１０	中 村 一 彦	○			

議 事 録 署 名 委 員	議席番号 2 番	日 戸 重 雄	議席番号 3 番	小山田 和 義
八幡平市農業委員会会議 規則第 1 4 条第 1 項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事 務 局 長	伊 藤 純 子		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係長	佐々木 和 査		
	農地調整係主事	古 川 裕 太		
	農地調整係主事	高 橋 彩 斗		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時30分）

事務局（伊藤事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。本日の欠席委員はございません。現在の出席委員は18名中18名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくをお願いいたします。

議長（山本会長）

ただ今から、令和3年度八幡平市農業委員会第4回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、18名中18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（山本会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、2番 日戸重雄 委員、3番 小山田和義 委員を指名します。

3 会期の決定

議長（山本会長）

次に、令和3年度八幡平市農業委員会第4回総会の会期についてお諮りいたします。

第4回総会の会期は令和3年7月26日、1日間とすることにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって、令和3年度第4回総会の会期は、令和3年7月26日の1日間とすることに決定いたしました。

4 報告

議長（山本会長）

次に、事務局から第5回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは、総会資料の3ページをお開き下さい。第5回運営委員会報告を致します。

次第のとおり2項目の報告及び連絡、並びに6項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和3年7月以降の主な会議 行事等日程についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。

2項目め。令和2年度業務報告書についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。なお、冊子の表題を『業務概要書』から『業務報告書』に変更することを含め詳細については、本日の農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より説明を行う事としております。併せて、誤字・脱字等の連絡は無く印刷の運びとなったことを申し添えます。

続きまして、4協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間等についてとなります。協議を行った結果、8月10日（火）午前9時00分に決定となりました。

2項目め。令和3年度第4回総会についてとなります。本日の第4回総会の運営について協議を行い午後1時30分からの開催と決定され、農業委員の皆様にご通知をいたしたところです。

3項目め。推進委員の現地調査及び総会への参加についてとなります。内容について協議を行ったところ、次のページの上側に記載したとおり決定されましたが、改めて本日の農業委員会議の協議事項で事務局より説明を行う事としております。関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

4項目め。八幡平市農業委員会会長等選挙事務取扱規程の一部変更についてとなります。一部変更を行うこととなった経緯と内容を説明し、取り進めることが了解されましたが、同じく本日の農業委員会議の協議事項で事務局より説明を行う事としております。

5項目め。会長・会長職務代理者の互選に係る「農業委員情報交換会」の開催についてとなります。内容について協議を行ったところ、7ページの中ほどに記載したとおり決定されましたが、同じく本日の農業委員会議の協議事項で事務局より説明を行う事としております。関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

6項目め。任期満了懇親会の実施についてとなります。内容について協議を行ったところ、次のページの上側に記載したとおり「全体での懇親会は中止」と決定されました。

当市における新型コロナワクチン集団接種が進んでいる状況ではありますが、全国的に新型コロナウイルス感染者数は高水準を保っております。また、オリンピック及びパラリンピックの開催や来月のお盆休暇等があり人流の増加が予想され、新型コロナウイルス感染症の防止対策は予断を許さない状況が続いております。この現状から当市においても感染者が発生する危険性の否定はできず、大人数での会食は難しいとの見解が市の新型コロナウイルス対策本部の担当者から示されております。

なお、市の行事では何かがあったときのことを考慮し、多人数での会食は今の段階では行っていないのが現状です。

この様な状況から「全体での懇親会は中止」と決定となったものです。

農業委員皆様のご了承をお願いします。

なお、地区調査会の範囲で小規模な懇親会を行う意向が、2地区調査会より示しております。

関係する意見の内容を記載しておりますのでご確認ください。

続きまして、5情報提供等となります。

事務局から1件の情報提供を行いました。本日の農業委員会議の情報提供等で事務局より情報提供を行う事としております。

なお、事務局の情報提供に関連して1名の運営委員から情報提供がありました。情報提供の内容は、松尾地区調査会で行う農地の日活動に関する内容と農地パトロールの重要性について話されました。

続きまして、6農業委員・推進委員改選の取り組みについてとなります。

1項目め。委員改選に関する総括についてとなります。全体をとおした活動内容について事務局から説明を行いました。関係する質疑内容と回答内容を記載しております。

続いて、山本会長より全体をとおした総括が話されました。

その他は、特にありませんでした。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和3年度第5回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和3年7月26日 運営委員長 会長 山本範夫。

議長（山本会長）

ただ今の「第5回運営委員会会議報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木和査係長）

それでは、総会資料の10ページをご覧ください。

令和3年6月24日から令和3年7月25日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧1番から かた括弧9番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、かた括弧10番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は7月14日の水曜日でございます。23件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は12番委員立柳優委員、13番委員高橋由則委員、14番委員古川美枝子委員、の3名でございます。

また、事務局からは伊藤局長と古川主事と私の3名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（山本会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

5 議事

議長（山本会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 2 ページをご覧ください。今月の申請は 7 件となっております。

申請番号 1、前田 63、田、1,089 m²を含む 3 筆 3,376 m²です。使用貸借権の設定です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 2、扇畑 2-1、畑、1,868 m²を含む 11 筆 20,358 m²です。経営移譲年金受給にかかる親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで譲受人が水稻、りんどう、そばを作付し一部自己保全管理していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 3、野駄第 2 地割 62、田、1,303 m²を含む 22 筆 23,073 m²です。経営移譲年金受給にかかる親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 4、野駄第 2 地割 136 畑 3,163 m²です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が牧草を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 5、松尾寄木第 27 地割 176 田 59 m²を含む 2 筆 459 m²です。贈与による所有権の移

転です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。なお今ご説明した申請についてですが、関係資料の2ページをご覧ください。審査項目の中に、農地法第3条第2項の第5号下限面積要件とありますが、今回の申請農地を含めて4,429㎡の経営面積となります。令和3年3月総会でご審議していただきました下限面積の設定について、従来であれば5,000㎡、5反歩要件から3,000㎡、3反歩要件に変更されてから初めての案件となることを申し添えます。

申請番号6、松尾寄木第21地割35-1、畑、100.42㎡を含む4筆2,223.42㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人がそばを作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号7、帷子第14地割45-3、畑、278㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理をしていた農地です。権利取得後は野菜を作付予定とのことです。

申請地の明細については4～5のページの申請筆別明細をご覧ください。

併せて、関係資料の1～2ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号12番 立柳優 委員にお願いします。

12番（立柳委員）

12番 立柳優です。

申請番号1番ですが、位置は、安代I.Cから北東に約3.3kmの地点です。使用貸借権の設定です。申請地はこれまで、譲受人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号2番ですが、位置は、畑P.Aを中心に約500m以内に点在しております。経営移譲年金受給にかかる親子間の使用貸借権の再設定です。申請地はこれまで、譲受人が水稻、りんどう、そばを作付し一部自己保全管理していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号3番ですが、位置は、松尾八幡平I.Cから北西へ約1.5kmの地点です。経営移譲年金受給にかかる親子間の使用貸借権の再設定です。申請地はこれまで、譲受人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号4番ですが、位置は、松尾八幡平I.Cから北西に約1kmの地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲受人が牧草を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号5番ですが、位置は、寄木小学校から東に約400m以内に点在しております。贈与による所有権移転です。申請地はこれまで、譲受人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号6番ですが、位置は、寄木小学校から西に約1.8kmの地点です。贈与による所有権移転です。

申請地はこれまで、譲受人がそばを作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定との

ことです。

申請番号 7 番ですが、位置は、西根第一中学校から北東に約 1.2 k m の地点です。贈与による所有権移転です。申請地はこれまで、譲渡人が自己保全管理をしていた農地です。権利取得後は、野菜を作付予定とのこと。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、「許可相当」と判断してまいりました。

以上です。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第 1 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 1 号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第 2 号『農地法第 3 条許可処分の取消願出に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第 2 号『農地法第 3 条許可処分の取消願出に対する可否の決定について』を議題いたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 8 ページをお開きください。今月の申請は 1 件となっております

申請番号 1、平館第 25 地割 240 田 2,597 m²を含む 2 筆 4,440 m²です。こちらは、申請地を譲受人に売買するため令和 3 年 6 月 24 日付けで許可を得たものになります。しかし、許可後に譲受人の意思が変わり、財産を見直しするため、農地法第 3 条の許可を取消したいというものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようなので、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決いたします。本案について、願出のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第2号『農地法第3条許可処分の取消願出に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の10ページをお開きください。今月の申請は1件になります。

申請番号1、大更第25地割195-15、田、104㎡でございます。転用の目的は、共同住宅の建設です。内容は、共同住宅、駐輪場、倉庫、駐車場等が計画されております。

関係資料の3ページをご覧ください。

申請番号1ですが、申請地から500m以内にJR大更駅があるため第2種農地と判断されます。例外規定ですが、集落接続に該当することが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号13番 高橋由則 委員にお

願います。

13 番（高橋委員）

13 番の高橋由則です。

申請番号 1 番ですが、位置は、JR 大更駅から北へ約 350m の地点です。転用の目的は、共同住宅の建設です。現況は、田として自己保全管理されておりました。

申請土地は、かねてより不耕作地で自己保全管理していましたが、土地を放置せず有効に活用したいと考え選定したとのことでした。

申請地の農地区分は、500m 以内に駅・役場等の公共施設がある農地で、第 2 種農地と判断されますが、転用許可条項においては集落に接続して建設することが確認されております。

申請農地は、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 3 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようなので、質疑・討論を終わります。これより、議案第 3 号を採決いたします。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第 3 号『農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第 4 号『農地法第 5 条の農地転用事業計画変更に対する意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第 4 号『農地法第 5 条の農地転用事業計画変更に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 12 ページをお開きください。今月の申請は 1 件になります。

申請番号 1、大更第 25 地割 195-1、田、317 m²を含む 2 筆、329 m²です。こちらは、先ほどの議案第 3 号でご審議いただいた農地法第 4 条の申請に関連した申請となります。当初の計画では、転用事業者が農業用の物置を建設する目的で申請がされた案件で、平成 25 年 6 月 14 日に許可されたものです。変更内容ですが、物置の建設を取りやめ、共同住宅を建設する計画となっております。変更が必要となった経緯ですが、当初、農機具を保管するために転用申請を行いましたが、許可後に農機具を保管していた父が亡くなったことにより事業の必要性が薄れ、また、効率的に耕作できるような土地ではないため、土地の有効活用と今後の生活設計を検討した結果、計画の見直しを行い、共同住宅を経営する運びになったとのこと。

関係資料の 3 ページをご覧ください。農地区分は申請地から 500m 以内に JR 大更駅があるため第 2 種農地と判断されます。例外規定ですが、集落接続に該当することが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 13 番 高橋由則 委員にお願いします。

13 番（高橋委員）

13 番の高橋由則です。

申請番号 1 番ですが、位置は、JR 大更駅から北へ約 350m の地点です。

平成 25 年に許可を得た転用事業計画では、農業用の物置の建設を予定していましたが、それまで農機具を保管していた父が亡くなったことで事業を実施できないでいたところ、土地の有効活用と今後の人生設計を検討した結果、事業計画の変更を行い共同住宅を建設したいとのことでありました。申請地は、転用許可日から 8 年以上経過し、計画通りの転用事業を行っていなかったことは遺憾ですが、新たな計画により、確実に事業を遂行することが見込まれること、及び、申請地は 500m 以内に駅・役場等の公共施設がある農地で、第 2 種農地と判断されますが、転用許可条項においては集落に接続して建設することが確認できたため、農地転用事業計画変更は承認できるものと判断してまいりました。

以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 4 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようなので、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決いたします。本案について、『可』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長(山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長(山本会長)

よって、議案第4号『農地法第5条の農地転用事業計画変更に対する決定について』は、『可』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長(山本会長)

次に、議案第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局(古川主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の14ページをお開きください。今月の申請は5件になります。

申請番号1番と2番は関連がありますので、一括して説明いたします。

申請番号1、大更第34地割391-3、田、538㎡を含む2筆、3,359㎡

申請番号2、大更第34地割393-1、田、1,822㎡

転用の目的は、賃貸借権の設定によるドラッグストアの建設です。内容は、店舗、駐車場、通路等が計画されております。

申請番号3、大更第25地割201-5、田、589㎡

転用の目的は、使用貸借権の設定による一般住宅の建設です。内容は、居宅、通路、駐車場等が計画されております。

申請番号4、田の沢167-3、畑、603,778㎡を含む2筆、655,204㎡の一部、1,857㎡

転用の目的は、使用貸借権の設定によるボーリング調査で、1年間の一時転用です。内容は、作業ヤード、搬入路が計画されております。

申請番号5、大更第18地割157-7、畑、364㎡

転用の目的は、売買による一般住宅の建設です。内容は、居宅、駐車場、通路等が計画されております。

関係資料の3ページから4ページをご覧ください。

申請地の農地区分と例外規定ですが、申請番号1番と2番は、令和2年10月23日開催の第7回総会において農業振興地域整備計画の一部変更でご協議いただいた案件で、令和3年1月21日づけで農用地から除外が決定しており、除外後はJR大更駅から500m以内にある農地で第2種農地

と判断されますが、例外規定においては代替性がないことが確認されております。

申請番号 3 番は、JR 大更駅から 300m 以内にある農地で第 3 種農地と判断され、第 3 種農地は原則許可となっております。

申請番号 4 番ですが、10ha 以上の一団の農地で第 1 種農地と判断されます。例外規定ですが、3 年以内の一時転用は許可が認められております。

申請番号 5 番ですが、都市計画法上の用途地域内の農地で第 3 種農地と判断され、第 3 種農地は原則許可となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 13 番 高橋由則 委員にお願いします。

13 番（高橋委員）

13 番の高橋由則です。

申請番号 1 番と 2 番は関連がありますので、まとめて報告いたします。位置は、JR 大更駅から東へ約 450m の地点です。転用の目的は、賃貸借によるドラッグストアの建設です。現況は、田で自己保全管理されておりました。申請土地は、下流農地への用排水の確保、排水処理、交通の利便性等を検討した結果、申請地が一番適していたため選定したとのことでした。申請地の農地区分は、JR 大更駅から 500m 以内にある農地で第 2 種農地と判断されますが、例外規定においては、代替性がないことが確認されております。

申請番号 3 番ですが、位置は、JR 大更駅から北へ約 280m の地点です。転用の目的は、一般住宅の建設です。現況は、田で自己保全管理されておりました。申請土地は、実家の目の前であり、夫婦共働きでも留守の心配がなく安心で、将来的に両親の介護も見据えて選定したとのことでした。申請地の農地区分は、JR 大更駅から 300m 以内にある農地で第 3 種農地と判断され、例外規定において、第 3 種農地は原則許可となっております。

申請番号 4 番ですが、位置は東北自動車道安代 IC から北西へ約 5.5 km の地点です。転用の目的は、使用貸借によるボーリング調査で、1 年間の一時転用です。現況は、畑で自己保全管理されておりました。申請土地は、風力発電のための風車建設候補地で、ボーリング調査を行う必要があるため選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha 以上の一団の農地で第 1 種農地と判断されますが、3 年以内の一時転用は、許可が認められております。

申請番号 5 番ですが、位置は、大更小学校から南西へ約 600m の地点です。転用の目的は、売買による一般住宅の建設です。現況は、畑で自己保全管理されておりました。申請土地は、周辺に文教施設が多く、子供の通学に適しており、土地所有者と合意できたため選定したとのことでした。申請地の農地区分は、都市計画法上の用途地域内の農地で、第 3 種農地と判断され、転用許可条項においては原則許可となっております。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良

施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第5号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようなので、質疑・討論を終わります。これより、議案第5号を採決いたします。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第6号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第5号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の18ページをお開きください。今月の申請は1件になります。関係資料4ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1、上関第4地割9-4、畑、3,819㎡を含む2筆、6,863㎡。現況は、雑木が生い茂り、山林化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号13番 高橋由則 委員にお願いします。

13 番（高橋委員）

13 番の高橋由則です。

申請番号 1 番ですが、位置は、西根第一中学校から北へ約 1.3km の地点です。現況は、雑木が生い茂り、山林化しておりました。申請地は、周辺が山に囲まれ、耕作に不便な土地であるため不耕作となり、平成元年頃から山林化してしまったとのことでした。申請農地は、非農地化され 20 年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第 2 条に該当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 6 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 6 号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第 6 号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第 7 号『農業振興地域整備計画の変更（定期見直し）に係る意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第 7 号『農業振興地域整備計画の変更（定期見直し）に係る意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 20 ページをご覧ください。令和 3 年 6 月 17 日付で八幡平市長から意見を求められている案件は 7 件ございます。そのうち、農用地からの除外申請が 5 件、農用地への編入申請が 2 件とな

っております。

申請番号 1、安比高原 182-31、畑、10,485 m²の一部、1,491.98 m²です。除外の目的は、事業用駐車場の敷設となっております。

申請番号 2、堀切第 10 地割 20-1、畑、4,256 m²の一部、500 m²です。除外の目的は、一般住宅の建設となっております。

申請番号 3、大更第 4 地割 509、田、1,380 m²です。除外の目的は、資材置場の敷設となっております。

申請番号 4、田頭第 7 地割 207-2、畑、623 m²です。除外の目的は、資材置場の敷設となっております。

申請番号 5、松尾寄木第 13 地割 277、田、437 m²を含む 10 筆、10,259 m²です。除外の目的は、養殖池の敷設となっております。

申請番号 6 と 7 は関連がありますので、一括して説明いたします。

申請番号 6、平笠第 24 地割 713、雑種地、1,662 m²の一部、429.4 m²です。

申請番号 7、古屋敷 96、山林、6,557,614 (655 万 7614) m²の一部、383,663.5 m²です。

編入の目的は、草地造成となっております。

続いて、転用の可否になりますが、関係資料の 5 ページをご覧ください。

申請番号 1 番の農地区分ですが、農用地からの除外後は、山林に分断された小団地の農地で、第 1 種農地、第 3 種農地に該当しない、その他の農地で第 2 種農地と判断されます。例外規定においては、代替性がないことが確認されております。

申請番号 2 番の農地区分ですが、農用地からの除外後は、10ha 以上の一団の農地で、第 1 種農地となります。例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

申請番号 3 番の農地区分ですが、農用地からの除外後は 10ha 以上の一団の農地で、第 1 種農地となります。例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

申請番号 4 番の農地区分ですが、農用地からの除外後は 10ha 以上の一団の農地で、第 1 種農地となります。例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

申請番号 5 番の農地区分ですが、農用地からの除外後は 10ha 以上の一団の農地で、第 1 種農地となります。例外規定ですが、水産動植物の養殖用施設は許可が認められております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 14 番 古川美枝子 委員にお願いします。

14 番（古川委員）

14 番の古川美枝子です。

申請番号 1 番ですが、位置は JR 安比高原駅から北西へ約 600m の地点です。

農振除外の目的は、駐車場の敷設です。

現況は、畑として自己保全管理されておりました。

申請地は、農振除外後は第 1 種農地、第 3 種農地に該当しない農地で第 2 種農地と判断されますが、代替性がないことも確認いたしました。

申請番号 2 番ですが、位置は西根第一中学校から南東へ約 1.1 k m の地点です。

農振除外の目的は、一般住宅の建設です。

現況は、畑として自己保全管理されておりました。

申請地は、農振除外後は 10ha 以上の一団の農地で第 1 種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続されていることを確認いたしました。

申請番号 3 番ですが、位置は JR 東大更駅から南西へ約 2 k m の地点です。

農振除外の目的は、資材置場の敷設です。

現況は、田で自己保全管理されておりました。

申請地は、農振除外後は 10ha 以上の一団の農地で第 1 種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続されていることを確認いたしました。

申請番号 4 番ですが、位置は田頭小学校から西へ約 1.2 k m の地点です。

農振除外の目的は、資材置場の敷設です。

現況は、畑として自己保全管理されておりました。

申請地は、農振除外後は 10ha 以上の一団の農地で第 1 種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続されていることを確認いたしました。

申請番号 5 番ですが、位置は寄木小学校から南西へ約 2 k m の地点です。

農振除外の目的は、養殖池の敷設です。

現況は、田として自己保全管理されておりました。

申請地は、農振除外後は 10ha 以上の一団の農地で第 1 種農地と判断されますが、例外規定において、水産動植物の養殖施設は許可が認められております。

申請番号 6 番と 7 番は関連がありますので、まとめて説明いたします。申請番号 6 番の位置は、平笠小学校から西へ約 2.2 km の地点です。申請番号 7 番の位置は、東北自動車道安代 IC から南東へ約 6.7 km の地点です。編入の目的は、草地造成です。申請地は、畜産農家から牛を預かり集団管理する繁殖育成センターで使用する飼糧を確保することを目的に、草地造成するもので、現況は山林・雑種地であります。事業実施によって圃場整備がされ、農作業の効率化が期待できるため、編入は問題ないと判断してまいりました。

いずれの申請地も、農地の集団化、農作業の効率化及び農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすものではないこと。土地改良施設の機能に支障を及ぼすものではないこと。また、転用許可適用条項に該当していることから農振除外及び農振編入は問題ないと判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 7 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようなので、質疑・討論を終わります。これより、議案第 7 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第7号『農業振興地域整備計画の変更(定期見直し)に係る意見の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第8号『農用地利用集積計画の決定について』

議長 (山本会長)

次に、議案第8号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (高橋主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の24ページをご覧ください。今月の申請は、31件となっております。

初めに、賃貸借権の設定です。

申請番号1、平笠第1地割291、田、1,865㎡を含む6筆3,845㎡です。

申請番号2、上関第3地割21-2、田、1,235㎡を含む5筆7,187㎡です。

申請番号3、左妻184、田、1,960㎡を含む2筆2,868㎡です。

申請番号4、田中下タ47、田、1,514㎡を含む2筆1,864㎡です。

申請番号5、田中下タ45-1、田、1,148㎡を含む3筆3,710㎡です。

次に、使用貸借権の設定です。

申請番号6、平館第16地割78、田、502㎡を含む6筆3,003㎡です。

申請番号7、姥子石351、田、1,774㎡です。なお、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

次に、所有権の移転です。

申請番号8、田頭第9地割151、田、1,362㎡を含む5筆3,510㎡です。

次に、中間管理事業を活用した賃貸借権の設定です。

申請番号9、大更第37地割314、畑、1,407㎡を含む18筆7,859㎡です。

申請番号10、平館第22地割171-1、田、588㎡を含む4筆2,839㎡です。

申請番号11、西根寺田第9地割189-1、田、1,461㎡です。

申請番号12、松尾第31地割149、田、1,375㎡を含む2筆3,727㎡です。

申請番号13、野駄第5地割211、田、3,049㎡を含む4筆11,866㎡です。

申請番号14、長志田50、田、668㎡を含む6筆5,516㎡です。

なお、申請番号10、12は未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

次に、中間管理事業を活用した使用貸借権の設定です。

申請番号 15、堀切第 11 地割 188-2、田、338 m²を含む 2 筆 675 m²です。

申請番号 16、堀切第 9 地割 77-3、畑、1,647 m²を含む 5 筆 4,242 m²です。

申請番号 17、堀切第 11 地割 188-4、田、80 m²を含む 2 筆 1,279 m²です。

申請番号 18、大更第 10 地割 328、田、2,647 m²を含む 15 筆 31,898 m²です。

なお、申請番号 15、16、17 は未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

申請番号 19、平館第 30 地割 295-1、田、26 m²を含む 9 筆 7,435 m²です。

申請番号 20、野駄第 7 地割 2、畑、2,521 m²を含む 2 筆 8,686 m²です。

なお今、ご説明した申請番号 19 番と 20 番については、令和 3 年 6 月総会でご審議していただきました岩手県農業公社へ所有権移転した農地で、一時貸付となり 3 年後の令和 5 年中に、所有権移転が行われる予定であることを申し添えます。

次に、中間管理事業を活用した所有権移転です。

申請番号 21、西根寺田第 9 地割 112、田、858 m²を含む 5 筆 9,134 m²です。

申請番号 22、田頭第 12 地割 131-1、田、891 m²を含む 2 筆 1,621 m²です。

申請番号 23、野駄第 6 地割 36、畑、4,005 m²です。

申請番号 24、野駄第 6 地割 40、畑、3,999 m²です。

申請番号 25、野駄第 6 地割 38、畑、3,989 m²です。

申請番号 26、野駄第 6 地割 42、畑、4,005 m²です。

申請番号 27、野駄第 6 地割 39、畑、3,993 m²です。

申請番号 28、野駄第 6 地割 35-1、畑、3,971 m²です。

申請番号 29、野駄第 6 地割 37、畑、4,000 m²です。

申請番号 30、野駄第 6 地割 41、畑、3,987 m²を含む 2 筆 7,747 m²です。

申請番号 31、帷子第 6 地割 58-7、畑 8,911 m²を含む 5 筆 28,604 m²です。

なお今、ご説明した申請番号 21 番と 22 番については、令和 3 年 6 月総会でご審議していただきました岩手県農業公社へ所有権移転した農地を新たな担い手へ売り渡しをする申請となります。

また申請番号 23 番から 31 番については、所有権移転が行われたあとに、新たな担い手へ農業公社が売り渡し予定であることを申し添えます。

申請地の明細については 30 から 32 ページの申請筆別明細をご覧ください。

今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 18 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号 22 番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 18 番 石羽根正志 委員の退席を求めます。

（18 番 石羽根正志 委員 退席確認）

議長（山本会長）

これより、申請番号 22 番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより申請番号 22 番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号 22 番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号 18 番 石羽根正志 委員の着席を求めます。

（18 番 石羽根正志 委員 着席確認）

議長（山本会長）

これより、申請番号 22 番を除く議案第 8 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 22 番を除く議案第 8 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号 22 番を除く議案第 8 号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

ただいまより、10 分間の休憩とします。

（暫時、10 分の休憩）

議長（山本会長）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議案第 9 号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』
議長（山本会長）

次に、議案第 9 号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案 34 ページをご覧ください。八幡平市長より農用地利用配分計画案の策定について、意見を求められた案件は 7 件です。なお計画案の農地については、今回の総会において、農業経営基盤強化促進法により中間管理機構へ利用集積された農地です。

申請番号 1、大更第 37 地割 314、畑、1,407 m²を含む 27 筆 14,055 m²です。

申請番号 2、平館第 22 地割 171-1、田、588 m²を含む 4 筆 2,839 m²です。

申請番号 3、松尾第 31 地割 149、田、1,375 m²を含む 2 筆 3,727 m²です。

申請番号 4、長志田 50、田、668 m²を含む 6 筆 5,516 m²です。

申請番号 5、西根寺田第 9 地割 189-1、田、1,461 m²です。

申請番号 6、野駄第 5 地割 211、田、3,049 m²を含む 4 筆 11,866 m²です。

申請番号 7、大更第 10 地割 328、田、2,647 m²を含む 15 筆 31,898 m²です。

今回の計画案につきましても、各地区の「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体へ配分するものであり、配分される者の経営状況についても、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 18 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号 5 番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 10 番 中村一彦 委員の退席を求めます。

(10 番 中村一彦 委員 退席確認)

議長 (山本会長)

これより、申請番号 5 番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山本会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 5 番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、申請番号 5 番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号 10 番 中村一彦 委員の着席を求めます。

(10 番 中村一彦 委員 着席確認)

議長 (山本会長)

これより、申請番号 5 番を除く議案第 9 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

16 番委員 (松村勝彦委員)

はい。

議長 (山本会長)

はい、松村委員。

16 番委員 (松村委員)

16 番の松村です。ちょっと教えてください。申請番号 7 番の井上農園さん。大更 10 地割の貸借ですと山子沢か中関地区方面ですが、その地区のマスタープランに入っているのでしょうか？

議長 (山本会長)

事務局、回答をお願いします。

事務局（高橋彩斗主事）

事務局、お答えいたします。井上農園さんは八幡平市の認定農業者にはなっておりますが、マスタープランになっているかは確認しますので、後日の回答とさせていただきます。

議長（山本会長）

ただいまの質問については、後日の回答をお願いします。

議長（山本会長）

そのほか、質疑・討論ございませんか？

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号５番を除く議案第９号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号５番を除く議案第９号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』は、原案のとおり市長に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第１０号『令和３年度関係行政機関等（国・県）に対する意見の提出について』

議長（山本会長）

次に、議案第１０号『令和３年度関係行政機関等（国・県）に対する意見の提出について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（立花補佐）

総会資料の１１ページをお開きください。

（提案理由朗読後、内容説明）

最初に、農業委員会法に関する法律の規程についてご説明をします。

総会資料１５ページとなります。

議案第１０号資料、農業委員会等に関する法律 抜粋 となります。

該当する条文に下線付き表示をしております。第３８条の条文により意見の提出を行うものです。

次のページとなります。盛岡地方農業委員会連絡協議会からの提出依頼となります。参考までに

ご一読願います。

次のページとなります。意見の提出に係るスケジュールとなります。本日の農業委員会総会で大会提案事項の協議及び決定を行い、盛岡地方農業委員会連絡協議会を經由し岩手県農業会議へ提出となります。その後、関係機関で提出された大会提案事項をもとに協議を行い令和3年11月10日（水）に開催される令和3年度岩手県農業委員会大会において「農業施策の充実に関する要請決議」として提案されるものです。

総会資料12ページにお戻りください。別紙となります。

令和3年度関係行政機関 国・県 に対する意見の提出についてご説明をいたします。

内容は、6月24日に開催された第3回農業委員会議で決定をいただいたとおりであり、変更がないことから11項目の意見の読み上げは省略させていただきます。

また、議案の内容は意見項目の読み上げによりまして、提出とさせていただきます。ご了承をお願いします。

ローマ数字Ⅰ 農地等の利用の最適化の推進に関する事項、1 プランの実践のための支援策の強化、(2)農地中間管理事業の改善（農地中間管理事業の推進について）

(3)農業生産基盤の整備（圃場の基盤整備について）

(4)担い手の確保・育成への支援の充実、（農業者年金制度の拡充・強化及び現役世代が安心して農業に従事するための労災保険の周知及び農業者向け労災保険制度の構築について）。

次のページとなります。

3 中山間地域の農業振興施策の強化、（中山間部における施設型農業への支援について）

ローマ数字Ⅱ その他重要施策の推進、1 東日本大震災津波・原発事故への継続した対策の充実強化、(1)東日本大震災津波・原発事故への対応。2 項目となります。（東日本大震災被災農地の復興について）、続きまして（早期の原発事故の収束と補償対応について）

2 大規模自然災害への備えと復旧・復興対策、（農地災害復旧工事の対応について）

次のページをお開きください。

3 野生鳥獣被害防止対策の充実、（鳥獣被害について）

4 新たな提案事項。（EPA／FTA交渉について）、（食料安全保障について）、（高齢化が進む集落地域の食農教育の充実について）

説明は以上となります。

ただ今の第4回総会で国・県 に対する意見の提出が決定されましたら、今月下旬に当市からの意見として盛岡地方農業委員会連絡協議会への提出となります。

以上が 令和3年度関係行政機関等 国・県 に対する意見の提出について の議案となります。ご審議をお願いします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第10号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

16番委員（松村勝彦委員）

はい。

議長（山本会長）

はい、松村委員。

16 番委員（松村委員）

番号の取り方についてわからないのですが、もう少し見やすくしたほうがいいと思いますが。

事務局（立花事務局長補佐）

ただいまの松村委員の質問について説明いたします。確かに構成上数字が見えづらい内容になっております。提案事項のこの数字の取り方、こちらは岩手県農業会議にて決められております。

例えばⅠ－１－(1)農地の集積・集約化対策の充実強化というふうに示されております。当市では農地の集積・集約化対策には意見がないため、(1)を省いて(2)から始まっているということになります。そのほか意見のない箇所は省いておりますが、もし番号の並びが不明であれば、該当がないけれども項目の番号を載せるようにしたいと思います。あとはレイアウトを少し変えとかでの対応が可能かと思われます。

議長（山本会長）

そのほかに、質疑・意見はございませんか？

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 10 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第 10 号『令和 3 年度関係行政機関等（国・県）に対する意見の提出について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（15 時 09 分）

議長（山本会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和 3 年度第 4 回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（伊藤事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年8月25日

会 長 _____

2 番 委 員 _____

3 番 委 員 _____

令和３年度

第４回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和３年７月２６日（月）午後１時３０分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- １ 開 会
- ２ 議事録署名人の選任
- ３ 会期の決定
- ４ 報 告
 - （１） 第５回運営委員会報告
 - （２） 農地法等に関する業務報告
- ５ 議 事
 - 議案第１号 農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第２号 農地法第３条許可処分の取消願出に対する可否の決定について
 - 議案第３号 農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 議案第４号 農地法第５条の農地転用事業計画変更に対する意見の決定について
 - 議案第５号 農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 議案第６号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第７号 農業振興地域整備計画の変更（定期見直し）に係る意見の決定について
 - 議案第８号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第９号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について
 - 議案第１０号 令和３年度関係行政機関等（国・県）に対する意見の提出について
- ６ 閉 会